

2026年度文部科学省大学推薦による国費外国人留学生 (研究留学生[一般枠])への被推薦者(研究生) 募集要項

横浜国立大学は、文部科学省が実施する大学推薦による国費外国人留学生(研究留学生[一般枠])への被推薦者を下記のとおり募集します。

被推薦者は原則、「研究生」として文部科学省に推薦されます。研究生とは、正規課程への進学を目的として専門の分野について研究を行う非正規課程の学生であり、本学大学院において、指導教員の指導の下で研究を行います。

被推薦者が修士課程又は博士課程へ正規生として入学するには、国費外国人留学生としての採用が決定した後(6月以降)、10月に渡日する前又は渡日した後に、各大学院が実施する入学試験を別途受験し合格する必要があります。

渡日前に入学試験に合格した場合は、本学が文部科学省に対して身分変更の申請を行います。それにより渡日時から修士課程又は博士課程の正規生として入学することができます。渡日時に正規生として入学することを希望する場合は指導教員に入試のスケジュールや出願方法等を確認してください。

渡日後に入学試験に合格した場合は、文部科学省による進学に伴う奨学金支給期間の延長審査に通れば、正規の課程を修了するのに必要な期間(標準修業年限)まで、奨学金支給期間が延長されます。

記

1 応募者の資格及び条件

(1) 対象

大学院レベルの外国人留学生として、新たに海外から留学する優秀な者(※)で、以下の①～③のいずれかに該当するもの。

- ① 本学と大学間等交流協定を締結している相手国大学から公式に推薦を受けた者。(部局間交流協定の場合は、当該部局が協定を締結している場合に限る。)
- ② 本学と交流実績(組織間又は指導教員間の個人的交流)のある相手国大学から公式に推薦を受けた者。
- ③ 卒業(修了)した本学の学部または大学院から公式に推薦を受けた者。

※現在、社会人の者は最終学歴の学業成績係数、在学生は現在在籍する課程の学業成績係数が3.00満点中2.30以上であり、奨学金支給期間中においてもこれを維持する見込みがある者。さらに下記「(6) 語学能力」のいずれかの条件を満たす者。

(2) 国籍

文部科学省が指定する別表(9ページ参照)の国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は、原則として募集の対象とならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を持つ日本国籍を有する二重国籍者に限り、渡日時までに外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定者は対象とする。

(3) 年齢

原則として、1991年4月2日以降に出生した者。例外は国籍国の制度・事情(兵役義務・戦乱による教育機会の喪失等)により資格年齢時に応募できなかった者と文部科学省が判断した場合に限られる。個人的事情(経済状況、家族の事情、健康状態、大学又は勤務先の都合等)は一切認めない。

(4) 学歴

日本の大学院修士課程・博士課程（前期）又は博士課程（後期）の入学資格を有する者（渡日前までにこの条件を満たす見込みの確実な者を含む。）

①修士課程・博士課程（前期）の主な入学資格

- (1) 日本の大学を卒業した者。
- (2) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者。
- (3) 外国の大学、外国におかれている学校のうち大学に相当する学校において、修業年限が 3 年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者。

②博士課程（後期）の主な入学資格

- (1) 日本の修士の学位や専門職学位を有する者。
- (2) 外国において修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者。

(5) 専攻分野

大学において専攻した分野又は関連した分野とし、本学で研究が可能な分野であること。

(6) 語学能力

日本語又は英語のいずれかの能力を有するものとして、以下のいずれかの条件を満たす者。

- ① 日本語能力試験（JLPT）のレベル N2 以上に合格している者又は英語におけるヨーロッパ言語共通参考枠（CEFR）の B2 相当以上の資格・検定試験のスコアを有している者。
- ② 日本の大学院修士課程・博士課程前期又は博士課程後期への入学資格を満たす教育課程を、日本語又は英語を主要言語として修了した者。
- ③ ①相当以上の日本語能力又は英語能力を有していると本学において判断できる者。

(7) 健康

日本留学にあたって心身ともに支障がないと本学が判断した者。

(8) 渡日時期

本学の秋学期の始まる最初の日（10 月 1 日）から数えて前後 2 週間のうち、本学が指定する期日に渡日可能な者。（通常は 9 月末。）

(9) 査証取得

渡日前に原則として国籍国所在の在外公館で、「留学」の査証を取得し、「留学」の在留資格で入国すること。そのため、既に他の在留資格（「永住者」、「定住者」等）を有している場合であっても「留学」に変更の上、新規渡日する必要がある。なお、国費外国人留学生の身分終了後に改めて「永住者」又は「定住者」の在留資格を申請しても当然には認定されない可能性があることを理解すること。

新規に「留学」の査証を取得せずに渡日した場合は、奨学金の支給停止となるので注意すること。

(10) 対象外

次に掲げる者については、対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。

- ① 渡日時及び奨学金支給期間において、現役軍人又は軍属の資格の者。
- ② 本学の指定する期日までに渡日できない者。
- ③ 過去に日本政府（文部科学省）奨学金留学生で、終了後採用時までに 3 年以上の教育研究の経験がない者。ただし、帰国後、在籍大学を卒業（見込みの者を含む。）した日本語・日本文化研修留学生、日韓共同理工系学部留学生、ヤング・リーダーズ・プログラム留学生、及び大学推薦・特別枠の学部生として学士の学位を取得した者又は取得見込みの者が、研究留学生として応募する場合はこの限りではない。なお、文部科学省学習奨励費（MEXT Honors Scholarship）は日本政府（文部科学省）奨学金に含まれない。
- ④ 日本国政府（文部科学省）奨学金制度による他の 2026 年度奨学金支給開始のプログラムとの重複申請をしている者。

- ⑤ 申請時に日本に滞在している者。
- ⑥ 奨学金支給開始後（本学における学籍等発生後）に日本政府及び日本政府関係機関拠出の奨学金・フェローシップ等の受給を予定している者。
- ⑦ 「卒業見込みの者」であって、所定の期日までに学歴の資格及び条件が満たされない者。
- ⑧ 申請時に二重国籍者で、渡日時までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。
- ⑨ 申請時から日本以外での研究活動（フィールドワーク、インターンシップ等）や休学等を長期間予定している者。
- ⑩ 非正規生のみで正規課程への進学を目的としない者。
- ⑪ 学位取得を目的としない者。

（1-1）その他

日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、卒業後も留学した大学と緊密な連携を保ち、卒業後のアンケート調査等にも協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力することで、自国と日本との関係の促進に努めること。

2 奨学金支給期間

奨学金支給期間は渡日後に在籍する課程によって以下のように異なる。

- (1) 渡日後、研究生（非正規生）として在籍する場合は、2026年10月から2028年3月までの最長1年6か月とする。
- (2) 渡日後、大学院修士課程又は博士課程に在籍する場合は、それぞれの正規の課程を修了するのに必要な期間（標準修業年限）とする。
- (3) 研究生（非正規生）から大学院の正規課程に、あるいは大学院修士課程から博士課程に進学希望の者で、一定の基準を満たす、特に成績優秀な者については、進学に伴う奨学金支給期間の延長審査を受け、奨学金支給期間が延長されることがあるが、全員が必ず認められるものではなく、以下の点に留意すること。
 - ① 奨学金支給期間の延長が認められるに当たっては、延長申請に採用され、かつ進学希望の大学院の正規課程の試験に合格し、進学することが条件となる。
 - ② 研究生（非正規生）として奨学金支給期間を延長することはできない。
 - ③ 進学に伴う奨学金支給期間の延長申請の承認を受けずに上位課程に進学する者は、奨学金の支給を取り止める。（ただし、私費外国人留学生として進学又は在籍することは可能。）
 - ④ 研究生（非正規生）から大学院の正規課程へ進学する場合及び大学院修士課程から博士課程に進学する場合、他大学の大学院への進学は認めない。（ただし、私費外国人留学生として他大学へ進学することは可能。）

3 奨学金等

（1） 奨学金

在籍課程に応じ以下の額（月額3,000円の地域手当を含む。）を支給する。なお、予算の状況により各年度で金額は変更される場合がある。ただし、本学を休学又は長期に欠席した場合、奨学金は支給されない。

- ① 研究生（非正規生） 月額146,000円（約942米ドル：1ドル155円換算）
- ② 修士課程 月額147,000円（約948米ドル：1ドル155円換算）
- ③ 博士課程 月額148,000円（約955米ドル：1ドル155円換算）

（2） 旅費

① 渡日旅費

文部科学省は、上記「1 (8) 渡日時期」に定める所定の期間中に渡日する学生に対し、旅行日程及び経路を指定して原則として航空券を交付する。

航空券は、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港（原則、国籍国内）から本学が通常の経路として日本国内で使用する国際空港（成田国際空港あるいは羽田空港）までの下級航空券とする。

なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの国内旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。また、以下(a)又は(b)の場合には、立ち寄り国内の旅費、宿泊費等は自己負担とし、国籍国から立ち寄り国までの航空券並びに立ち寄り国から本学が通常の経路として日本国内で使用する国際空港までの下級航空券を文部科学省が交付する。

- (a) 国籍国に日本の在外公館が所在していない場合及び、国籍国に所在する日本の在外公館が一時閉館している等の理由により、査証申請のため第三国へ立ち寄り渡日する者。
- (b) 国籍国から日本への直行便がない者。

「留学生の居住地」は原則として申請書に記載された現住所とするが、渡日時に国籍国内で転居する場合は、申請書「渡日前住所」欄に記載された住所を「居住地」として認め、最寄りの国際空港からの航空券を手配する。なお、査証申請のための第三国立ち寄り等を除き、自己都合により国籍国外から渡日する場合は航空券を交付しない。また、自己の都合により「1 (8) 渡日時期」に定める所定の期間外に渡日する場合は、渡日旅費を支給しない。

② 帰国旅費

文部科学省は、原則として大学を卒業又は修了し、上記「2 奨学金支給期間」に定める奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生に対し、本人の申請に基づき航空券を交付する。航空券は、本学が通常の経路で使用する国際空港（成田国際空港あるいは羽田空港）から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港（原則、国籍国内）までの下級航空券とする。帰国する留学生の日本での居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。なお、自己都合及び下記「4 奨学金支給停止事項」の事由により奨学金支給期間終了前に帰国する場合は帰国旅費を支給しない。

また、奨学金支給期間終了後も引き続き日本に滞在する場合（例：日本での進学、就職、引き続き私費外国人留学生として本学に在籍する場合等）、一時帰国する際の帰国旅費は支給しない。

(3) 教育費

本学における入学検定料、入学金及び授業料等は本学が負担する。

4 奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当した場合、これまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨学金の支給を止めることもある。

- ① 申請書類等に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられたとき。
- ④ 本学において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。
- ⑤ 本学において学業成績等不良や停学、休学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 「留学」の在留資格を新たに取得せずに渡日したとき又は「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 本奨学金との併給が認められていない奨学金（日本政府及び日本政府関係機関拠出のその他奨学金・フェローシップ等）の支給を受けたとき。
- ⑧ 採用後、定められた奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位の課程に進学したとき。

⑨ 本学を退学したとき又は他の大学院に転学したとき。

5 文部科学省への推薦手続き・推薦人数

各大学長は、特に優秀な者で奨学金の支給を必要とする者を、大学での審査の上、推薦枠ごとに順位を付した上で必要書類を添えて文部科学大臣に対し推薦することになっています。

推薦に際して「推薦可能者数」が定められており、本学の今年度の推薦可能者数は3名です。

本学から推薦された者について、文部科学省が選考を行い、6月中(予定)に奨学金支給対象及び支給期間が決定されます。したがって、本学から推薦されても必ず採用になるとは限りません。

6 申請方法

はじめに、自分の学業成績係数が3.00満点で2.30以上あるか(「(4) 学業成績エントリーシート(所定様式・Excel)」により確認してください。)、その他の申請資格を満たしているかを確認してください。

申請資格を満たしていることが確認できた場合は、申請書類を準備した上で、指導を希望する教員に連絡を取り、研究内容、受入れ条件等を確認し、「条件付き受入内諾書」(所定様式)を得てください。教員については本学ウェブサイトにある「各大学院の教員一覧」を参照してください。

各大学院の教員一覧：<https://global.ynu.ac.jp/admissions/professors/>

申請にあたっては、所定の期限までに、「条件付き受入内諾書」の写しと、次の申請書類一式(1)～(9)の写しをまとめて、下記ウェブサイトよりアップロードしてください。本学の教員からの「条件付き受入内諾書」が無いなど、申請書類に不備のあるもの及び申請期間後に申請されたものは受理しませんので注意してください。申請後1週間経っても受領メールが届かない場合は横浜国立大学グローバル推進課(global.student@ynu.ac.jp)まで連絡してください。

https://global.ynu.ac.jp/admissions/mext_research-university/

なお、申請時には原本を送付する必要はありませんが、本学から文部科学省に推薦されることが決定した者については、これらの書類の原本又は出身学校や大使館等の公的機関において原本証明された写し(認証コピー)を所定の期日までに提出する必要があります。

7 申請書類等

本学の指導教員が発行する「条件付き受入内諾書」及び、以下の(1)～(9)の書類を提出してください。

【申請書類に関する注意事項】

①所定様式は以下のページからダウンロードしてください。

https://global.ynu.ac.jp/admissions/mext_research-university/

②書類は日本語又は英語により作成してください。その他の言語により作成する場合は、日本語による訳文を必ず添付してください。

③可能な限り文書作成ソフト等を用いて作成してください。

④申請時には電子コピーの提出で構いませんが、本学から文部科学省に推薦されることが決定した者については、◎印がついた申請書類の原本又は認証コピーを所定の期限までに郵送にて提出する必要があります。またその際に書類の追加や修正を指示する場合があります。印刷する際には可能な限りA4判に統一して両面印刷にしてください。

⑤卒業(修了)見込み証明書、成績証明書、推薦書の原本又は認証コピーを、出身大学が申請者に代わり直接グローバル推進課に提出することは差支えありません。その場合は事前に相談してください。

- ⑥提出書類は一切返却しません。原本が1通しかなく再発行されない場合は、出身大学や大使館等の公的機関において原本証明された認証コピーを提出してください。
- ⑦期限内に提出できない場合や、虚偽又は不正な申告等がなられたことが判明した場合は、推薦や入学許可が取り消されることがあります。

●条件付き受入内諾書（所定様式・PDF又はJPEG・◎）

指導教員から発行されたもの（署名入り）の写しを提出してください。後日、本学から文部科学省に推薦されることが決定した者については、教員からグローバル推進課に原本を提出していただきます。なお、受入内諾書の発行にあたっては、指導教員を含む複数の教員による面接（直接又はインターネットのZoomやMicrosoft Teams等のサービスを利用）を受ける必要があります。

（1）日本政府（文部科学省）奨学生申請書（所定様式・PDF・◎）及びパスポートの写し（PDF又はJPEG）（申請書及びパスポートの写しをZip fileにまとめて提出）

写真（4.5×3.5 cm。最近6ヶ月以内に撮影したもの。上半身、脱帽、正面。JPEG）を申請書の所定の場所に貼付してください。また、申請者の名前、国籍、生年月日及び写真が掲載されたパスポートのページの写しを提出してください。

（2）専門分野及び研究計画（所定様式・Word）

（3）出身大学の成績証明書（PDF又はJPEG・◎）

最終学歴に応じて以下の書類の写しを提出してください。

- ① 学部卒業者… 学部の成績証明書
- ② 大学院修了者… 学部及び大学院の両方の成績証明書
- ③ 学部在籍中の者… 学部入学から申請時点で判明している学期までの成績証明書
- ④ 大学院在籍中の者… 学部の成績証明書及び大学院入学から申請時点で判明している学期までの成績証明書

成績証明書の内容は学部、大学院の学年ごとに取得した全科目の成績が分かるもので、かつ、その成績が何段階で評価されているのかが分かるものとします。ただし、学位取得証明書や分母が不明で単に第何位で卒業したという記載の証明書は代用不可です。採用までに学部を卒業又は大学院を修了した場合は当該学部又は大学院の成績証明書を追加提出してください。

（4）学業成績エントリーシート（所定様式・Excel）

エントリーシート内の注意事項を必ず確認し、「（3）出身大学の成績証明書」から必要事項を入力したものを提出してください。

（5）出身大学の卒業（修了）証明書又は学位取得証明書（PDF又はJPEG・◎）

最終学歴に応じて以下の書類の写しを提出してください。

- ① 学部卒業者… 学部の卒業証明書
 - ② 大学院修了者… 学部及び大学院の両方の卒業（修了）証明書
 - ③ 学部在籍中の者… 学部の卒業見込証明書
 - ④ 大学院在籍中の者… 学部の卒業証明書及び大学院の修了見込証明書
- 採用までに学部を卒業又は大学院を修了した場合は当該学部又は大学院の卒業（修了）証明書を追加提出してください。

（6）最終出身大学において学業成績が学科又は専攻内で上位10%又は上位30%内であると証明する書類（あれば・PDF又はJPEG・◎）

最終出身大学の学科又は専攻における順位（「上位10%」、「○位中第○位」等）が明確に分かるものがあれば提出してください。

(7) 在籍大学若しくは最終出身大学の研究科長（又は専攻長）レベル以上の推薦状（必ず横浜国立大学長宛のもの・PDF 又は JPEG・◎）
厳封されている場合は開封して、宛先が横浜国立大学長宛てになっているかを確認してください。

(8) 論文概要等（あれば・PDF）

論文がある場合は、内容を簡潔にまとめた概要を提出してください。また、研究上の業績・能力を示す著書、論文、報告書等や学会の発表資料などがあればその一覧も提出してください。

(9) 上記「1(6)語学能力」のいずれかの条件を満たす根拠となる書類(PDF 又は JPEG・◎)

語学条件番号①により語学条件を満たす者については、申請期限から過去 2 年以内に受験した TOEFL iBT (Home Edition も含みます)、TOEIC (Listening and Reading 及び Speaking and Writing の両方が必要)、IELTS Academic Module、日本語能力試験 (JLPT) 等の成績表を提出してください。語学条件番号②により語学条件を満たす者については、主要言語が日本語又は英語であることを最終出身大学が公的に証明した書類を提出してください。語学条件番号③により語学条件を満たす者については、必ず申請前にグローバル推進課まで相談してください。

8 選考方法

被推薦者の選考は、書類選考により行われますが、指導教員が「条件付き受入内諾書」を発行するにあたって、指導教員を含む複数の教員による面接（直接又はインターネットの Zoom や Microsoft Teams 等のサービスを利用）を行います。

選考は、所属大学若しくは最終出身大学と本学の関係、所属大学若しくは最終出身大学における学業成績、所属大学若しくは最終出身大学の水準、進学希望先大学院からの推薦等を総合的に評価して行います。

9 申請期間

2025 年 12 月 22 日（月）～ 2026 年 1 月 7 日（水）（日本時間）必着
期日を過ぎたものは受理しません。

10 結果通知

(1) 被推薦者の決定通知

2026 年 2 月 5 日（木）に、メールにて結果を通知し、本学から推薦することが決定した者は併せて必要な手続きについても通知します。
※繰り上げ推薦の可能性のある者には、補欠被推薦者の通知を行います。繰り上げ推薦を行う場合は、補欠被推薦者通知に記載された期日までに別途通知します。

(2) 採用者の結果通知

2026 年 6 月中旬（予定）に、メールにて結果を通知し、採用者には併せて入学手続きについても通知します。

11 注意事項

(1) この募集は、2025 年 12 月に文部科学省が公表した「2026 年日本政府（文部科学省）奨学金留学生募集要項 研究留学生（大学推薦）[一般枠]」に基づいて行われます。

- (2) 本学から文部科学省に推薦されることが決定した者については、所定の期限までに申請書類の原本又は認証コピーを郵送にて提出する必要があります。提出できない場合や提出された書類に不備がある場合には、推薦を取り消します。
- (3) 本学から推薦された者について、文部科学省が選考を行い、6月中(予定)に奨学金支給対象者及び支給期間が決定されます。したがって、本学から推薦されても必ず採用されるとは限りません。
- (4) 申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、推薦や入学許可を取り消すことがあります。
- (5) 入学後は本学が用意する宿舎（常盤台インターナショナルレジデンス又は大岡インターナショナルレジデンス）への入居が認められます。家族との同居を希望する場合、留学生はまず単身で来日し、留学生本人が適当な宿舎を確保した後に家族を呼び寄せるようにしてください。同伴者に必要な経費はすべて留学生の負担となります、家族用の宿舎を見つけることは相当困難であり費用も割高になることを、あらかじめご了承ください。
- (6) 渡日後、奨学金を受給するまでに1か月～1か月半程度必要なため、当座の生活資金として、さしあたり必要となる費用を最低310,000円（約2,000米ドル：1ドル155円換算）程度用意してください。
- (7) その他国費外国人留学生制度に関する詳細は、「2026年日本政府（文部科学省）奨学金留学生募集要項 研究留学生（大学推薦）[一般枠]」及び文部科学省のウェブサイトを参照してください。

1.2 安全保障輸出管理について

横浜国立大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づいて「国立大学法人横浜国立大学 安全保障輸出管理規則」を定めて、物品の輸出、技術の提供、人材の交流の観点から外国人留学生の受け入れについては厳格な審査を実施しています。規制されている事項に該当する場合は、希望する研究活動に制限がかかる場合や、教育が受けられない場合がありますので、申請前に受入教員予定者と相談をするなど、申請にあたっては注意してください。

なお、本学大学院のうち理工学府、環境情報学府又は都市イノベーション学府に所属することになる学生については、入学時に「外国為替及び外国貿易法」を遵守する誓約書に署名していただきます。詳細については以下のURLを参照してください。

<https://www.ripo.ynu.ac.jp/researcher/start/security/>

1.3 問い合わせ先

〒240-8501 日本国 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-8
横浜国立大学学務・国際戦略部グローバル推進課留学生係
Email : global.student@ynu.ac.jp

※問い合わせは必ず本人からメール（日本語又は英語）で行ってください。
※申請時は原本又は認証コピーの提出は不要です。